

総合保健福祉センターにおける居場所・就労支援機能の整備について

第2次地域福祉計画[後期]においては、ひきこもりの人などに対する支援として、「居場所機能を備えた社会への復帰を支援する場づくり」を進めることや、「就労に向けた準備となるゆるやかな中間的就労の体制の構築」を目指しています。併せて、亀山市総合保健福祉センター（以下「総合保健福祉センター」という。）のあり方の見直しの方向性を示した「総合保健福祉センターの機能見直し方針（以下「方針」という。）」を令和5年10月に策定し、具体的な機能見直しの方向に「居場所・就労支援の機能や社会資源の活用・創出機能」を位置付け、検討を進めてきました。

1. 令和6年度における取組の主な効果

居場所・就労支援機能の強化に向けては、「方針」を受けて、青少年総合支援センター（生涯学習課所管）が持っていた青少年の自立支援機能を地域福祉課及び社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）に移し、重層的支援体制整備事業（以下「重層」といいます。）の体制の中に組み込むこととしました。これにより、市と社協の支援体制の充実・強化を図るとともに、従来の青年層までの支援対象者を拡大することにより、全世代型の包括的な相談支援につなげることができました。

主な効果	関連
◇青少年総合支援センター所属であった公認心理師を市と社協に参加支援コーディネーターとして配置することで、従来、重層が持っていた相談支援機能に、心理的なアセスメントが加わった。	●地域福祉計画 ●「方針」見直しの方向②
◇重層の多機関協働事業に青少年分野の相談支援機能を組み込むことで、支援に必要な関係機関との連携を強化するとともに、必要に応じて支援プランを作成・管理し、重層的支援会議を開催できるようになった。	●地域福祉計画 ●「方針」見直しの方向②
◇「ひきこもり相談窓口」が市と社協にあることを明確化することができた。	●地域福祉計画
◇「オンライン居場所」の運用に向けた準備を進め、試行運用の開始（令和7年1月）に至った。	●「方針」見直しの方向①
◇重層の参加支援事業（令和5年10月）と就労準備支援事業（令和6年10月）を「参加支援（就労体験等）事業※」として実施した。両事業において、支援プランを作成し、当該事業を利用できるようになった。併せて、当事者をつなぐための中間的就労の協力企業を開拓・確保してきた。 ※民間が独自事業で行っていたものを参加支援（就労体験等）事業に利用登録。登録事業所が、支援対象者に就労体験を提供した場合に謝金（2,000円/日）を支払うもの。	●「方針」見直しの方向②③④
◇従来までは、ライフステージが進むことによって「教育」→「青少年」→「福祉」といったように支援の主体が移っていたが、青少年に係る部分を福祉が担うことにより「教育→福祉」と支援の主体のまたがり減った。	●地域福祉計画

●人員体制と所管の変更

【令和5年度】		【令和6年度】	
事業名称	青少年自立支援事業（市単）	地域福祉力向上重層的の支援体制整備事業(国1/2・県1/4)	ひきこもり支援推進事業(国1/2)
所管	生涯学習課	地域福祉課	
区分	標準事業	主要事業	標準事業
支援対象	青少年（～30代まで）	全世代	義務教育以降
職員配置	支援員2名 ※青少年総合支援センター（生涯学習課所属）	参加支援員（CSW）1名 （公認心理師） ※社協所属（委託）	社会参加支援員1名 （公認心理師・社会福祉士） ※地域福祉課所属

2. 令和7年度における居場所・就労支援機能の充実に向けた取組

居場所・就労支援機能のうち、特に拠点となるべき機能や相談・支援に係るセンター的機能に関するものについては、令和6年度に取り組んできた青少年の自立支援機能を福祉（地域福祉課と社協）に組み込むことで、重層として一体的に事業を展開することができたことから、総合保健福祉センターの中に設定することで、より一層の効果を発揮することが期待できます。

こうしたことから、本市においては、「相談機能・情報機能・コーディネート機能」を一体的に提供できる拠点として、総合保健福祉センター（2階）の旧ボランティアルームを活用し、「居場所・就労支援機能」の拠点としていくこととします。

総合保健福祉センターにおける居場所機能については、令和7年度からオンライン居場所の本格運用を開始することとしているほか、市内で市民活動団体が展開している居場所との連携を強化するため、情報発信や活動団体間の交流の拠点となることや、地域において居場所のような機能を持てるまでの間、総合保健福祉センター内での（リアル）居場所の設置などにも取り組む必要があります。

また、就労支援機能では、相談機能に加え、制度に関する情報が集まり、情報が得やすいなどの情報機能や、社会とのつながりづくりに向けた支援プランの作成、民間企業の協力を得た就労体験等の提供などのコーディネート機能など、就労支援につながる機能を有しています。令和7年度には、これらを強化し、「就労準備支援・就労定着支援」に関する取組を本格実施します。

さらに、義務教育以降の不登校生徒を途切れなく支援していくための「不登校生徒移行サポート会議（仮称）」の設置に向けた検討を進め、居場所・就労支援機能と連動させていきます。

<令和7年度の主な取組>

①オンライン居場所・オンライン相談

メタバース空間「Meta Life」という新しいコミュニケーションツールを活用したオンラインによる居場所（参加無料・事前予約制）です。これは、「対面で話すことに不安がある、外出するのは人目が気になる」などの生きづらさを抱える中で、「社会との関わりを持ちたい、人との共感を得たい、困りごとを気軽に話したい」といった悩みを抱えた方が、オンライン上で、ほのぼのとした雰囲気、ゆるやかに交流できることをめざし開催するものです。また、既存の支援対象者や、オンライン居場所の利用者の希望に応じて、オンラインによる相談ができる環境も整えます。

対 象 者 市内在住のひきこもり等の人とそのご家族



- ②情報発信や活動団体間の交流の拠点の設置
- ③就労準備支援・就労定着支援の本格実施
- ④不登校生徒移行サポート会議（仮称）の設置

3. 居場所・就労支援機能に係る取組一覧

居場所・就労支援機能に係る取組を徐々に充実・発展させ、(リアル)居場所の設置や市内の居場所間との連携のほか、障がい分野の就労支援機能(就業・生活支援センター)や居場所機能(地域活動支援センター)などとの連携強化に向けた取組も進めていくこととします。

機能	取組内容	R6	R7	R8	R9～	備考
相談	●ひきこもり相談窓口	→				
	●サポステ出張相談	→				
	●オンライン相談		●	→		
情報	●情報発信拠点		●	→		
	●活動団体間の交流拠点		●	→		
コーディネート	●支援プランの作成	●	→			
	●参加支援・就労マッチング	●	→			
	●不登校生徒移行サポート会議(仮称)	(視察)	●	→		
居場所・就労支援	●オンライン居場所	(試行)	●	→		
	●就労準備支援(講座、面接対応など)	●●●●	→			
	●就労定着支援(就労体験後のサポート)	●●●●	→			
	●(リアル)居場所		●	→		
	●居場所間の連携(市民活動団体など)		●	→		
	●就業・生活支援センターとの連携		●	→		
	●地域活動支援センターとの連携		●	→		
その他	●必要な備品等の充実		●	→		Wi-Fi スポット整備など

※各種取組は、既存の予算内で対応。必要に応じて、国庫補助を活用。

参考 ● 総合保健福祉センターにおける居場所・就労支援機能のイメージ図

